平成２４年（フ）第２１７号
茨城県常総市水海道元町3414番地１　レオパレス遥102号室
債務者　矢口　宏之
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２２０号
茨城県結城市大字結城622番地
債務者　直井ちさと（旧姓川邉）
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２２１号
茨城県下妻市小島1027番地14　ＹＵハイツ102
債務者　馬場　悦子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２２３号
茨城県古河市尾崎2173番地１
債務者　吉田　由麻
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２２７号
茨城県常総市水海道宝町3383番地
債務者　稲葉　　許
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２２９号
茨城県坂東市冨田1025番地３
債務者　飯田沙矢香
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２３０号
茨城県古河市上辺見327番地３　リヴマーシュＢ棟202号、前住所茨城県古河市関戸1790番地110
債務者　佐々木芳子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２３１号
茨城県古河市上辺見327番地３　リヴマーシュＢ棟202号、前住所茨城県古河市関戸1790番地110
債務者　佐々木　智
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第８５号
千葉県茂原市本小轡1132番地１　田中アパート２号
債務者　野依　利恵
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
千葉県長生郡長生村信友2491番地５
債務者　大野　秀夫
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
千葉県勝浦市白井久保331番地５
債務者　相田　恵美
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
千葉県夷隅郡大多喜町堀之内657番地３
債務者　渡邉　光世
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
長野県松本市大字笹賀3970番地３
債務者　柳澤　徳都
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３５８号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ３―207
債務者　岡田　良子
１　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９２号
名古屋市守山区花咲台１丁目1403番地　イストワール深沢Ｃ棟101号
債務者　吉田　由紀
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４５号
大津市中央１丁目８番９号
債務者　エステティックサロン　ソアレことブロッコリーこと　中西　明子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６３号
滋賀県守山市吉身７丁目３番16―201号　パールハイツ、前住所滋賀県守山市播磨田町128番地１　スペースアビデ107号
債務者　河原由理加（旧姓矢野）
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
大津地方裁判所民事部